

## 森林認証材・間伐材に係るガイドライン細則

標記ガイドラインに係る規定の考え方及び解釈については、以下の通りとする。

### 【2. 適用範囲】関係

- ② 個別の森林認証制度（FSC、PEFC、SGEC等）において、既にクレジット方式が採用され、運用方法がルール化されている場合には、認証材の調達量、生産量、クレジット量の管理等は、当該制度の運用ルールに従い適切に運用されなければならない。
- ③ 間伐材などクレジット方式が確立されていない原料については、本ガイドラインの運用ルールに従い適切に運用されなければならない。

### 【3. 運用方法】関係

- (1) ② 蒸解釜などの設備の保有状況によっては、間伐材等のチップをパルプにできない工場も存在することから、やむを得ない場合に限り、会社単位、グループ単位で管理することができるものとする。ただし、その場合においては、特定調達物品ごとに間伐材等の調達量、生産量について、情報を公開する必要がある。
- (1) ③ クレジット方式による運用に当たって、生産ラインが分割されている場合は、実際に間伐材等を利用して生産される製品の分野（製品グループ）を工場ごとに定め、当該分野の製品に間伐材等を利用するものとする。
- (2) ② 個別の森林認証制度において、森林から工場まで CoC 認証がつながっていない場合、または、当該森林認証制度に CoC 認証が規定されていない場合であって、製紙工場までのトレーサビリティが明確に確認できる場合に限り、当該原料を森林認証材パルプの利用割合に含めることを認めるものとする。
- (2) ③ 林野庁作成のガイドラインに基づく間伐材証明書または同ガイドラインに準拠した証明書がある材を間伐材の調達量とする。
- (2) ⑤ 「間伐材等クレジット管理表」は日本製紙連合会において定める統一様式とする。
- (4) ①及び② 調達された間伐材等のパルプ量への換算、生産に使用されたと見なされる間伐材等のパルプ量への換算は、他の森林認証制度との整合性を勘案し、日本製紙連合会の共通の換算係数または製紙メーカー独自の換算係数いずれでもよい。
- (4) ② クレジット方式により生産される同一の特定調達物品（銘柄）については、30%を超えない同一の森林認証材パルプ利用割合または間伐材パルプ利用割合

とする。

- (5) ② 他の森林認証制度との整合性を勘案し、間伐材等のクレジット量は最大12ヶ月まで繰り越すことができるものとする。

#### **【4. 透明性・信頼性の確保及び情報開示・検証】関係**

- (1) ① 「チェックリスト」は日本製紙連合会において定める統一様式とし、必要項目について調査・確認が可能なものでなければならない。
- (1) ② 本ガイドラインに基づき間伐材等に係るクレジット方式を運用する場合は、管理表に基づき特定調達物品ごとの調達量、生産量、クレジット量等の詳細情報を開示する、または第三者機関等により適性に管理・運用されていることの検証を受ける必要がある。
- (2) ①及び② 「古紙パルプ等配合率検証制度」に準じた検証の規定である。